周南市立新南陽市民病院総合医療情報システム更新業務について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和６年１月１５日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　周南市長　藤井　律子

１　業務の概要

（１）　業務名称

　　　　周南市立新南陽市民病院総合医療情報システム更新業務

（２）　業務の目的

周南市立新南陽市民病院で稼動している電子カルテシステムは、安心・安全な医療の提供と、診療業務の省力化、効率化を図ることを目的として導入され、診療報酬改定のたびに改修を重ねてきた。平成27年度の導入から8年目を迎え、稼働開始予定の令和7年2月では9年使用することになり、ソフトやハードの老朽化によるリスクを抱えている。さらに、サイバーセキュリティ対策についても、必要な対策が可能なシステム基盤の構築が求められている。

患者の情報を総合的に管理し、より効率的で効果的な診療を確保することによって、地域に安心・安全な医療を提供するためにも、新しい機器や制度に対応していけるシステムの導入が急務である。

（３）　業務内容　「仕様書」のとおり

電子カルテシステム、部門システム及び機器の納入、またそれに付随するデータ移行に係る業務全般を含んだ作業等を行う。

（４）　業務期間

　　　　契約締結日から令和７年３月まで

（５）　履行場所

山口県周南市宮の前二丁目３番15号　周南市立新南陽市民病院

２　参加資格

　　本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

1. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当しない者であること。
2. 参加表明書の提出時点において、令和４・５年度 「周南市競争入札等参加資格者名簿（物品調達等）」の（大分類）「医療・精密機器類」に登録されていることかつ、参加表明書の提出時点において、令和６・７年度周南市競争入札等参加資格（物品調達等）審査申請の手続きが完了していること。但し、登録がない者及び申請手続きを行なっていない者についてはプロポーザル実施要領の「４参加手続(2)参加表明書の提出のオ～ケ」に記載の書類も提出すること。
3. 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
4. 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成２４年周南市要綱第３７号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
5. 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあっては、令和４年１１月１日から令和５年１１月３０日までに提出し、受付が完了していること。
6. 当院と同等規模（１５０床）以上の病院における電子カルテシステムの導入実績が複数あること。（提案するパッケージシステムの導入実績）
7. 稼働後は、本稼働日より７年以上（最低でも７年間）継続して利用できるシステムが提供できること。また保守対応は２４時間３６５日対応できること。

３　参加手続

⑴　担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒746－0017山口県周南市宮の前二丁目6-27

　周南市健康医療部病院管理室（担当　山本）

電話　（０８３４）６１－３０９２

ＦＡＸ（０８３４）６１－２５０１

E-mail　byouinkanri@city.shunan.lg.jp

　⑵　実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

　　　周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。

　　　URL　 https://www.city.shunan.lg.jp/

　⑶　実施要領・仕様書等に係る質問書

　　ア　質問方法

　　　　質問書（様式第1号）を電子メールにより提出する。

　　イ　受付期間

①　参加表明及び実施要領（「３（３）イ②」に関することは除く。）に関すること

令和６年１月１５日（月）から令和６年１月２３日（火）まで（土日祝日を除く）の９時から１７時まで

（受信確認は、土日祝日を除く９時から１７時までとします。）

②　企画提案書等の作成及び提出に必要な事項並びに仕様に関すること

令和６年１月１５日（月）から令和６年２月２日（金）まで（土日祝日を除く）の９時から１７時まで

　　ウ　提出先及び受信確認先

　　　　⑴に示す場所とする。

　　エ　回答方法

①　参加表明及び実施要領（「３（３）イ②」に関することは除く。）に関すること

令和６年１月２６日（金）に周南市公式ホームページに掲載する。

②　企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに仕様に関すること

令和６年２月７日（水）に、プレゼン等を実施する全ての参加資格適合者に対して、電子メールにより行う。

　⑶　参加表明書の提出

ア　提出方法

　　郵送又は持参。

　　※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。また、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても、周南市はその責を負わない。

※持参による場合は、休日を除く８時３０分から１７時１５分までとする。

イ　提出期限

令和６年１月３１日（水）１７時１５分まで

（受付時間帯は、休日を除く８時３０分から１７時１５分までとする。）

ウ　提出場所

　　⑴に同じ。

エ　参加資格確認結果

　　参加表明書提出者に対し、電子メールにて参加資格審査結果通知書（様式４）を通知する。

　⑷　企画提案書等の提出

　　ア　提出期間

　　　令和６年２月６日（火）から令和６年２月２１日（水）まで

（受付時間帯は、土日祝日を除く８時３０分から１７時１５分まで）

　イ　提出場所

　　　　⑴に同じ。

　　ウ　提出方法

　　　　郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

※　郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。また、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても、周南市はその責を負わない。

　　エ　提出部数

　　　別紙「周南市立新南陽市民病院総合医療情報システム更新　業務提案書作成要領」を参照すること。

４　評価の手続き及び受託候補者の選定

　　提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市立新南陽市民病院総合医療情報システム更新業務プロポーザル評価会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

　プレゼンテーション・ヒアリング評価

　　令和６年３月５日（火）（予定）

５　契約方法

　（１）提案内容の調整

　　　　受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

（２）契約の締結

　　　　選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成１５年周南市規則第５１号）に基づいて契約を締結することとする。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

６　その他

（１）　企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

（２）　次に該当する提案は無効とする。

ア　提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

　　イ　提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

　　ウ　実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

　　エ　評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

　　オ　ヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

　　カ　見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合

　　キ　公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

　　ク　著しく信義に反する行為があった場合

（３）　提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

　（４）　その他詳細は、実施要領による。